

粗大ごみ収集運搬手数料(つづき)	【手数料】 粗大ごみの形状により50円～1,500円を徴収	【手数料】 粗大ごみの形状により50円～1,500円を徴収	【手数料】 粗大ごみの形状により50円～1,500円を徴収
ごみ減量化対策事業(啓発活動・排出抑制)	【取組内容】 家庭用生ごみ処理器設置費補助金交付 廃品回収実施団体奨励金交付 広報紙及び回覧によるごみの分別の啓発	【取組内容】 家庭用生ごみ処理器設置費補助金交付 資源回収実施団体奨励金交付 広報紙及び回覧によるごみの分別の啓発 ごみ減量化の工夫について、カレンダーに記載	【取組内容】 家庭用生ごみ処理器設置費補助金交付 資源回収実施団体奨励金交付 広報紙及び回覧によるごみの分別の啓発
集団資源回収事業	【対象団体】 小学校PTAその他 地域的団体で次の要件を備えたもの 村に登録した団体 回収は年2回以上実施 地域住民自らの手で継続して実施 古紙類等の回収を業としないこと 【対象品目】 ・紙類 ・繊維類 ・金属類 ・ビン類 【奨励金額】 紙類、繊維類、 金属類 7円/Kg ビン類 7円/本 1団体につき年間支払限度額400,000円	【対象団体】 営利を目的とせず、資源回収を年1回以上自らの手で実施する団体 【対象品目】 ・紙類 ・衣類 ・アルミ缶 ・ビン類 【奨励金額】 紙、衣類 9円/Kg アルミ缶20円/Kg ビン類 9円/本 1団体につき年間支払限度額500,000円	【対象団体】 小学校PTAその他 地域的団体で次の要件を備えたもの 町に登録した団体 回収は年1回以上実施 地域住民自らの手で継続して実施 古紙類等の回収を業としないこと 【対象品目】 ・紙類 ・繊維類 ・アルミ缶 ・ビン類 【奨励金額】 紙類、繊維類、アルミ缶 7円/Kg ビン類 7円/本 1団体につき年間支払限度額400,000円 玉川村実施の団体育成費は廃止する。

協定項目 No.22 - 18 環境対策事業の取扱いについて

事務事業名	現況		ときがわ町 (調整結果)
	都幾川村	玉川村	
公害防止協定	【共通事項】 公害を発生させる	【共通事項】 公害を発生させる	玉川村の例により、実施する。